



平成21年8月17日

各 位

会社名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 芝 則之
(コード番号: 6335 東証・大証第1部)
問合せ先 総務部長兼法務室長 根本 伸
(TEL 03-3451-8154)

日本における「損害回復法」に基づく訴訟の和解について

当社は、株式会社ゴスグラフィックシステムズジャパン（日本ゴス社 埼玉県狭山市広瀬台2-5-15 代表取締役社長 安澤和彦）および Goss International Corporation（米国ゴス社 米国 CEO Jochen Meissner）と東京地方裁判所において当社が原告として係争中の損害回復法訴訟（本訴訟）に関しまして、被告両社と平成21年8月14日（米国時間）に和解契約が成立いたしましたので、お知らせいたします。

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、米国1916年反ダンピング法に基づき当社および当社の米国現地法人TKS(U.S.A.),Inc.が米国ゴス社に支払った賠償金等を回復いたすべく、平成19年8月10日に日本の「損害回復法」により日本ゴス社および米国ゴス社に対して東京地方裁判所に訴訟を提起しておりましたが、平成21年8月14日（米国時間）に和解契約が成立するに至りました。

これにより、日本および米国における日本ゴス社および米国ゴス社との係争は全て解決いたしました。

2. 和解の内容

和解内容については、当事者間の守秘義務がございますので開示することができません。

3. 和解についての考え方

当社は、このまま本訴訟を継続した場合に見込まれる訴訟費用負担、人的資源の空費、米国での営業推進上の悪影響等を考え合わせますと、今後当社の事業、特に米国での事業をさらに発展させるためには、この和解を成立させることが最良の選択であると判断したものです。

4. 今後の見通し

平成21年8月13日発表の第1四半期決算短信の平成22年3月期の業績予想の変更はございません。

以 上